

長崎市中長期型滞在施設利用者募集要項

1 施設の概要

名 称	高島地区 中長期型滞在施設	野母崎地区 中長期型滞在施設	琴海地区移住体験施設
位 置	長崎市高島町 98 番地 1	長崎市野母町 2570 番地 2	長崎市琴海戸根原町 1780 番地 2
施設概要	木造平屋建 (延床面積 114 m ²)	コンクリートブロック造 (延床面積 78.9 m ²)	木造平屋建 (延床面積 81 m ²)
設置設備等	空調機 2 基	空調機 2 基	空調機・テレビ・冷蔵庫・ 洗濯機・ガスコンロ・ 電子レンジほか
建物平面図	別紙①	別紙②	別紙③

2 利用期間

各施設の利用期間は次のとおり。

施設名	利用期間
高島地区中長期型滞在施設	原則 1 年以内とし、1 か月単位の利用。
野母崎地区中長期型滞在施設	ただし、特別な理由があると認められる場合は、延長可能。
琴海地区移住体験施設	原則 3 ヶ月以内とし、1 週間単位の利用。 ただし、特別な理由があると認められる場合は、延長可能。

3 募集対象者

次の条件をどちらも満たす方。

- (1) 県外在住者で、長崎市への移住・定住に関心がある方
- (2) 居住地の市町村税を滞納していない方

4 利用料（税込）

各施設の利用料は次のとおり。

施設名	利用料
高島地区中長期型滞在施設	1 か月あたり 3,600 円
野母崎地区中長期型滞在施設	1 か月あたり 13,700 円
琴海地区移住体験施設	1 週間あたり 2,800 円

いずれの施設も、光熱水費は含まれません。

※ 電気、上下水道、電話、プロパンガス等は利用者自身で申し込んでいただきます。

5 利用料の納入方法等

各施設の利用料の納入方法等は次のとおり。

施設名	利用料の納入期限・納入方法
高島地区中長期型滞在施設	別途指定する期日までに、1 か月ごとに納付書で納入。
野母崎地区中長期型滞在施設	
琴海地区移住体験施設	別途指定する期日までに、1 週間ごとに納付書で納入。 なお、利用者の希望により複数期間をまとめて納入することも可能。

6 利用の条件

- (1) 利用者は、利用に関する権利を第三者に譲渡若しくは転貸することはできません。
- (2) 利用者は、施設、附属設備及び備品の利用について適正な管理を行ってください。
- (3) 利用者は、利用が終了したときは、係員の指示に従い、必要な部分を原状に復さなければなりません。利用承認の取り消しを受けたときもまた同様です。
- (4) 施設には建物及び工作物は設置できません。
- (5) 地区内の住民と積極的に交流を図ってください。また、地区内でイベントが行われている場合はできるだけ参加してください。

7 損害賠償

利用者は、施設又は附属施設等を損傷、又は滅失した場合は、ただちにその旨を届けて、これを原状に回復、又はその損害を賠償するものとします。

8 利用承認の取り消し

利用者が利用承認後において、長崎市中長期型滞在施設規則及び利用承認に係る条件を守らない場合、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止するものとします。この場合、利用料は返還いたしません。

9 利用料の還付

既に納めた利用料は、原則として返還しません。

10 その他留意事項

- (1) 利用に際しては、近隣の住民の迷惑とならないよう管理等に十分配慮してください。
- (2) 良い環境を維持するためにも、敷地内の雑草は進んで除草してください。
- (3) 地域のイベントや地域との交流など地域センターからお知らせしますので、積極的に参加してください。

11 利用申込書

別途様式のとおり

12 利用申込書の提出先、提出期間及び提出方法

(1) 提出先及び提出期間

施設名	高島地区 中長期型滞在施設	野母崎地区 中長期型滞在施設	琴海地区移住体験施設
提出先	高島地域センター 〒851-1315 長崎市高島町 1728-1 TEL 095-896-3110	野母崎地域センター 〒851-0505 長崎市野母町 1665 TEL 095-893-1111	琴海地域センター 〒851-3102 長崎市琴海村松町 703-14 TEL 095-884-2001
提出期間	利用日の属する月の3ヶ月前から随時受付。		

(2) 提出方法

持参又は郵送してください。

13 利用者の決定

提出された申込書については、資格等を確認のうえ、利用者を決定します。
なお、利用の可否に係る通知は、申込者全員に郵送します。

14 問い合わせ先

〒850-0031 長崎市桜町2番22号

ながさき定住支援センター（長崎市企画財政部長崎創生推進室内）

電話 095-829-1355

FAX 095-829-1112